

最大

10万円

高岡市

空き屋

おかたづけ

支援事業

空き家を売りたいけれど、  
家財道具がそのまま…

樹木が繁茂していて  
景観が悪いなあ…

空き家の家財道具の処分、樹木の伐採及び  
清掃等にかかる費用を補助します！

補助事業の詳細は裏面に記載しておりますのでご確認ください。

お問い合わせ・申請先

高岡市 空き家おかたづけ

高岡市 建築政策課 住宅政策係 ☎0766-30-7291  
〒933-8601 高岡市広小路7-50 高岡市役所6階  
Mail: kentiku@city.takaoka.lg.jp

高岡市 HP



申請書のダウンロード、  
事業概要の確認は高岡市 HP からも可能です。

# 高岡市空き家おかたづけ支援事業 制度概要

## 補助対象事業

高岡市空き家・空き地情報バンクの登録に際して行う、空き家に残置する家財道具の処分、敷地内の樹木の伐採及び清掃等が対象となります。

## 補助対象者

補助金の対象になるのは以下の全てに該当する場合です。

- (1) 家財道具の処分、樹木の伐採及び清掃等を事業者<sup>※</sup>に依頼し実施すること。
- (2) 高岡市空き家・空き地情報バンク登録申込書を市長に提出する日より前に空き家の売買契約又は賃貸借契約及び所有権移転を行っていないこと。
- (3) 補助対象事業を実施した後に、高岡市空き家・空き地情報バンクへ媒介業者を通じて空き家を登録していること。
- (4) 過去にこの補助金の交付を受けたことがない者。
- (5) 市町村税を滞納していないこと。

※注意※

高岡市空き家・空き地情報バンクに登録したことがある空き家は対象外となります。  
ただし、現に登録されている物件で、登録された日から2年が経過し、再度登録を行う場合は対象となります。

## 補助額

補助対象事業に要した費用の2分の1 (1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、10万円が上限となります。

## 申請について

補助対象事業の実施前に、ご申請をお願いします。  
申請の流れについては、別紙「高岡市空き家おかたづけ支援事業申請フロー図」をご確認いただきますようお願い致します。